

原議保存期間 1 年  
(平成25年12月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁生活安全部長  
各道府県警察本部長 殿  
各方面本部長

警察庁丁保発第131号  
平成24年8月9日  
警察庁生活安全局保安課長

警察署において不用実包等の処理に係る相談を受理した際の対応について(通達)  
廃猟銃弾等の廃火薬類(以下「不用実包等」という。)の処理については、「廃猟銃弾等の廃火薬類の適切な措置について」(平成19年3月30日付け警察庁丁生環発第73号)により通達しているとおり、平成19年4月1日以降、一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会(以下「日火連」という。)加盟の火薬販売店等(以下「認定販売店等」という。)が収集、運搬及び処分しているところであるが、一部の県においては、認定販売店等がないことなどから、不用実包等の所持者又はその遺族(以下「所持者等」という。)が不用実包等の処理に不便を来しており、処理方法に関する改善要望がなされているところである。

処理手順の不知などによる不法投棄も懸念されるところであり、不用実包等の適切な処理に資するため、警察署において不用実包等の処理に係る相談を受理した場合に、下記のとおり対応することとしたので、各都道府県警察においては、親切な対応を心掛けるとともに、適正な処理について遺漏のないよう努められたい。

なお、下記対応については、日火連と協議済みであることを申し添える。

#### 記

#### 1 基本的な対応

従来どおり、処理手続を分かりやすく説明した上で、所持者等において処理手続を行わせる。

日火連が公開している資料等を用いるなどして、処理手続を教示

「日火連広域認定販売業者一覧表」(別添1)を参考に廃棄依頼先を教示

#### 2 所持者等が高齢者等で処理手続に補助が必要と認められる場合の対応

上記1による対応では、所持者等が不用実包等を適切に処理することが困難であり、他にこれを代行する者がいない場合等、警察職員による補助が必要であると認められる場合には、次の要領により処理手続を進めることとする。(別添2)

警察署において不用実包等の処理に係る相談を受理

「不用実包等廃棄依頼書」等を交付するとともに、処理手続を分かりやすく説明

警察署担当者が補助しながら「不用実包等廃棄依頼書」を作成

新たに警察署担当者の連絡先を加えた様式（別添 3 又は別添 4）を使用

補助者欄に警察署担当者の所属、氏名、電話番号を記載

警察署担当者から日火連又は認定販売店等（以下「日火連等」という。）へ廃棄依頼の概要を連絡

依頼書の送付先、処理費用等について確認

所持者等から日火連等へ廃棄依頼（「不用実包等廃棄依頼書」を送付）

日火連等から所持者等へ処理費用を請求

所持者等が処理費用を入金

所持者等が指定された認定販売店等へ不用実包等を搬送

廃棄依頼がなされた後、処理費用が入金されない又は不用実包等が搬送されないなど手続が滞った場合、日火連から警察署担当者へ連絡

警察署担当者は、所持者等に連絡の上、再度手続を補助して確実に処理

### 3 その他

- (1) 上記対応は、一般的な対応要領を示したものであり、都道府県で独自に対応要領を定めている場合に、その運用を妨げるものではない。
- (2) 処理費用については、所持者等が負担すべきものであり、日火連等に負担を求めることは厳に慎むこと。

(別添 省略)